

非常勤職員（調査員）の募集について

総務省関東管区行政評価局では、行政相談業務の補助及び年金記録訂正関連業務に関する事務等を行う非常勤職員（調査員）の募集を行います。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職名	調査員（非常勤職員）
職務内容	・ 行政相談委員の支援等の行政相談業務の補助に関する業務 ・ 行政相談課等が対応する年金記録訂正関連業務に関する業務 ・ その他任命権者又は所属長が指示する業務
募集人員	1人
応募資格	以下の条件を満たしている方 1 民間における企業体、団体等又は公務部門の職員としての在職期間を7年以上有し、かつ、その在職期間の職務経験が調査員としての職務に役立つと認められる者 2 パソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）の経験を有していること なお、以下に該当する方は、応募できませんので御承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務時間	原則8時30分から17時00分まで（土日休日を除く）（休憩時間：12時00分～13時00分） 週4日勤務
勤務地	神奈川県横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎3階 神奈川行政評価事務所
雇用期間	令和7年6月1日から8年3月31日まで。採用後、原則として1か月間は条件付採用期間とする。
賃金支払日	原則として毎月16日（毎月末日締切翌月支払）
賃金	概ね日給14,235円 ※期末・勤勉手当：有（当方規定による）
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給（当方規定による。）
退職手当	無
加入保険等	雇用保険 社会保険（国家公務員共済組合制度（短期給付）が一定条件下で適用されます）
住宅	無・住居手当無
応募方法	・ 市販の履歴書（顔写真貼付）に必要事項を記載し、下記送付先まで郵送又は電子メール（ファイル形式はPDFとします。）により提出してください。（応募締切り：令和7年4月21日（月）15:00必着） ・ 郵送で応募する場合は、封筒に「調査員応募」と朱書きし、電子メールで応募する場合は、件名を「調査員応募」としてください。（電子メールでの応募には、受領確認の返信をいたします。メール送付後3～4日経過しても返信がない場合は、下記連絡先までご連絡ください。） ・ 書類選考の上、通過者の方に対してのみ、令和7年4月25日（金）15:00までに、面接日時等の御連絡を差し上げます。
その他	・ 応募の秘密については厳守いたします。応募書類は返却いたしません。（責任を持って廃棄いたします。） ・ 採用者は国家公務員法の適用を受けます。 ・ 雇用期間後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。

〔履歴書の送付先〕	〔連絡先〕
〒330-9717 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館19階 メールアドレス（kanto.saiyou★soumu.go.jp）	関東管区行政評価局総務課 非常勤職員採用担当 TEL 048-600-2300

※送付の際は、メールアドレスの「★」を「@」に置き換えてください。